

令和4年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年8月10日(水)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	1番 生田誠二委員 10番 関本五郎委員 19番 矢倉篤實委員
出席推進委員	能登路幸輝委員 森中喜輝委員 山中春夫委員 三島通政委員 足立康雄委員 尾坂宣雄委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第5回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号11番の高橋委員と議席番号12番の竹中委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、生田委員と関本委員と矢倉委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦局長）

議案の追加、訂正、取り下げ等はありません。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号12の尾高と下郷について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所については画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号12の尾高及び下郷の議案について説明いたします。山陰道北側及び尾高郵便局西の畑2筆合計764平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は132アールです。3条許可案件は以上1件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

番号12の尾高と下郷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

尾坂推進委員

それでは、12番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は7月21日に行いました。申請地は譲渡人一人で耕作していましたが、高齢のため耕作するのが厳しくなったとのことで、譲受人が規模拡大を希望しているとの話があったため、売買に至りました。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページ番号45の彦名町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

それでは45番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月27日に田口推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、1～18センチメートルの盛土造成を行うということで、現況は道路と接している所が多いのですが、中心に少し窪んでいる所があるので、そこに盛土をするということです。流出防止措置として、土羽打ちを実施します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号46の安倍から7ページ番号49の両三柳について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 三島推進委員

46番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、近くにある障がい者福祉施設の駐車場を計画したものです。7月30日に大縄委員と現地確認を行いました。造成計画は、10センチメートル程度の盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 山中推進委員

47番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。なお、本申請地付近一帯は、全部で住宅4区画の計画があり、そのうち3区画については、先月の総会で審議済みです。今回の申請地が最後の区画の申請となります。7月30日に大縄委員と、現地確認を行いました。造成計画は、30センチメートルから40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを3段設置します。雨水の排水について、隣接の進入路に設けられた新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて48番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、農

業用倉庫及び進入路を計画したものです。7月30日に大縄委員と、現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。擁壁等として、隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを5段設置します。雨水の排水について、隣接にある自宅敷地内の既設浸透枳へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

#### 大縄農業委員

49番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月30日に山中委員と、現地確認を行いました。造成計画は、40センチメートルから45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁80センチメートルを設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくお願いします。以上です。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

#### 竹中農業委員

48番について確認ですが、権利内容が使用貸借という風になっていますが、農地からおそらく雑種地か何かになるんでしょうが、

所有者の方に固定資産税がかなり今までと違う金額が請求されることになると思いますが、これは、了解した上で使用貸借ということでやられているのですか。確認しといた方が良いと思います。

事務局（石田主任）

この度の権利内容が使用貸借という事で、進入路の一部分について第三者の方の土地が含まれていますが、大部分は同じ親族内の土地です。事務局が聞き取りをしたところ、この進入路は建築確認上必要なもので、実際には譲受人の自宅側から出入りをするので、あまり使用されないとの事でした。そういった経緯で、地権者様も了解しておられるということです。

議長（田邊会長）

よろしいですか。その他、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号50の古豊千についてですが、この案件は、私の担当地区で、担当委員として説明を行いたいと思いますので、議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（中本会長職務代理者）

会長職務代理者の中本が議長を務めさせていただきます。

それでは、番号50の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田邊会長

50番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸資材置場を計画したものです。8月2日に森中委員と事務局とで現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用し、除草・整地を行い、スロープを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、地役権者の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。なお、この画面でもわかりますけれども、角の三角形の所と、中の四角形の所が残っています。隣接耕作者という事で同意は取っていますが、ここも一緒に転用したらどうかということで業者を交えて話し合いをしました。不動産業者としては、申請地を転用した後に改めて話をするという事で、現在進めています。今回は提案して部分での審議をして欲しいとのことで、その内容で提出されています。この部分につきましては、転用について問題ないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（中本会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

#### 森中推進委員

8月2日に田邊委員と事務局とで現地調査をした際に、この三角地と奥の四角の部分は申請地と一画地になっており、これが残るのはどうかという事で、仲介業者を交えて今後も話し合いをしていきますが、今日の時点では、こういうことだと思っています。

#### 船越農業委員

転用目的は貸し資材置き場という事ですが、どの様な物を置く予定でしょうか。



事務局（石田主任）

ポール置き場が2箇所、ロール置き場が1箇所、その他重機を敷地内で転回という事になっています。

船越農業委員

異臭類が発生するようなことはないですね。油漏れとか。

事務局（石田主任）

ありません。

田中農業委員

今後、この様な9平方メートルの三角地が残るような計画について、今後どの様な対応をしていったらよいのでしょうか。

田邊会長

これは、介入し難い所があるのですが、今回の申請地の所有者と、残った三角と四角地は別の人で、残っている土地の所有者は隣接耕作者です。残ってもどうしようもないので何とか一緒に買って転用してもらえないか、という話はしましたが、そこまでで終わっています。

田中農業委員

結局まあ、仕方がないなという形で、今後似た様な案件が出て来たら対応していかざるを得ないということですかね。

議長（中本会長職務代理者）

ただ今の説明について、他にご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（田邊会長）

続きまして、8ページ番号51の蚊屋から9ページ番号57の蚊屋について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

議案番号51～56番は、申請地が隣接しているため、まとめて説明します。画面の通り、6区画の計画となっています。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。議案番号54番から56番には画面の通り、進入路部分も含まれます。8月1日に田邊委員と、現地確認を行いました。造成計画は、高さ20センチメートルから40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、西側と南側隣地境界に高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段設置します。議案番号51番、52番につきまして、雨水の排水は、農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、合併浄化槽から農業用

排水路へ流す計画で問題ありません。議案番号53番から56番につきまして、雨水の排水は新設側溝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については、合併浄化槽から新設側溝を経由し農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて、57番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接にある保育園の駐車場を計画したものです。8月1日に田邊委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ15センチメートルのコンクリートブロックを2段から3段設置します。また、隣地畦道を整備するとともに、張りコンクリートを設置し、緩衝地を設けます。雨水の排水について、敷地内新設側溝から溜桝を経由し農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページをお願いします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。

それでは、11ページ、番号1、淀江町佐陀について審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

案件1について説明します。詳細は議案の通りです。補強設備を設置する基地は、佐陀地区全区域の世帯を対象とした共同基地です。その基地の擁壁の高さは、地面から180センチメートルありますが、亀裂を発見し、修繕を検討したところ、擁壁の全体に亀裂があるため、擁壁自体の修繕は不可能であり、擁壁を外側から補強するしかないことが判明しました。また、擁壁を補強しなければ崩壊の恐れがあり、崩壊した場合、人命等に危険性があることも判明しました。市としての考え方としましては、当該申請地は、既存施設の隣地に位置し、農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件を満たすため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

富田農業委員

現地調査で確認した所、畦道のような所までを農振除外して欲しいとの事なので、特に問題ないと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、番号2の赤井手について審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（石田主任）

案件2について説明します。詳細は議案の通りです。申出者である米子市が企業誘致を進める上で企業から求められるのは、魅力的かつ条件の整った産業用地です。市が分譲を行ってきた米子流通業務団地の進出率は100パーセントとなり、米子インター周辺工業用地も整備から2年で完売し、空き用地は石州府工業用地の残地約0.7ヘクタール、崎津ガイナタウンの残地約0.3ヘクタールという状況となっています。なお、当該申請に係る開発は、農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的とした「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」の規定により米子市が作成した実施計画に基づくものであり、当該実施計画は、令和4年8月3日に鳥取県知事の同意が得られています。市としての考え方としましては、当該申請地は、既存工業用地の隣地に位置し、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件を満たすため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

森中推進委員

区域は春日ですが、耕作者は大高の方が100パーセントです。現地調査は、田邊会長、中本委員、高橋委員と私と事務局と経済戦略課担当者で行いました。総論賛成ですが、中学校の通学路に伯備線の踏切があり危険なので、市の担当者に踏切を改良することは出来ないか、と問うにJRのことなので、難しいと思うとの事でした。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、16ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号8-1から21ページ番号8-11までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

19ページ番号8-1から番号8-3は再設定です。

番号8-4から21ページ番号8-11は新規設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ 所有権移転各筆明細について、番号8-1から26ページ番号8-12を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

23ページ番号8-1から26ページ番号8-12は、規模拡大のため譲り受けるものです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号8-1から30ページ番号8-13までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。28ページ番号8-1から30ページ番号8-13まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので9件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替1件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、32ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、33ページ番号1から34ページ番号9までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。33ページ番号1から34ページ番号9は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

37ページから39ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、12件を受理して



います。

次に、40ページから49ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、27件を受理しています。

次に、50ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、51ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、52ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、53ページから54ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局（日浦事務局長）

本日は、米子市で現在進んでおります二つの事業について担当課が説明に来ています。一つは脱炭素地域について、米子市がその地域に認定されましたので、今後どの様に事業が展開されていくのか、という事と、もう一つは一般廃棄物の処理施設新設の候補地に関する説明が以前ありましたが、その進捗報告です。

鳥取県西部広域行政管理組合事務局ごみ処理施設整備課生田課長が、一般廃棄物処理施設用地選定の進捗状況を説明。

（質疑応答あり）

経済戦略課坂隠課長が、米子市等が環境省から脱炭素先行地域に選定された事による、今後の取組について説明。

議長（田邊会長）

続いて事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

9月9日（金）13時30分から、市役所旧庁舎603会議室におきまして、9月定例総会を開催予定としております。

次に、8月の農地相談会は、中止とさせていただきます。9月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、8月分の活動実績報告書ですが、9月2日（金）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にございませんか。よろしいでしょうか。そういたしますと、これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時46分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員